

令和7年 第14回教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和7年12月17日（水）15時00分から16時00分

2 会 場 教育委員会 会議室

3 出席者 坂本教育長・米澤教育長職務代理者

萩原委員・小西委員・頭島委員

教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）

管理課長・学校教育課長・生涯学習課長

体育振興課長・人権教育推進室長

教育長 : 定刻が参りましたので、ただ今より令和7年第14回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

教育長 : 議事録署名委員の指名を行います。小西委員を指名します。よろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局 出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 本日、両教育次長、各課室長、書記として管理課副主幹が出席しております。以上です。

教育長 : 経過報告をさせていただきます。まず、教育次長 管理担当 お願いします。

教育次長 : それでは、私から令和7年11月18日から12月16日までの主(管理担当)な内容について、ご説明させていただきます。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

11/20 第10回矢野川中学校区地域協議会

11/21 総務文教常任委員会

12/2 令和7年第5回定例市議会本会議

12/3 令和7年第5回定例市議会本会議

12/5 総務文教常任委員会

第8回若狭野小学校統合準備委員会

12/6 P T C A活動実践発表会

12/7 相生湾チビッ子駅伝競走大会相生湾ロードレース記録会

12/10 第11回矢野川中学校区地域協議会

12/11 令和7年第5回定例市議会本会議

教育長 : 続いて、教育次長 指導担当 お願いします。

教育次長 : 私からは、学校教育課、人権教育推進室関連の経過報告をいたします。
(指導担当)

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

11/18 幼稚園訪問（あお幼）
11/19 学校訪問（双中）
11/20 通学路安全対策推進協議会
11/22 たんぽぽの会 ハイマート訪問
11/25 相生市教職員人権研修会
11/26 幼稚園訪問（中幼、平幼）
12/6 人権ふれ愛シネマ
12/13 たんぽぽの会 お菓子作り教室

教育長 : 説明は終わりました。その他、追加の説明はありますか。

管理課長 : ございません。

教育長 : 経過報告全体にわたって、何かご質問ございますでしょうか。

教育長 : よろしいでしょうか。それでは、経過報告を了承願います。

教育長 : 日程6、議事に入ります。

(1) 報告事項 ア 報告第42号「相生市教育委員会だよりの発行について」事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 / 教育委員会だより (かがやく相生第34号) の発行について説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。
質疑はないようですので、報告第42号については報告を了承いただいたものといたします。

教育長 : 続きまして、(2) 議決事項 ア 議第21号「相生市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 / 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定める規則を制定する。

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

委員 : 学校評議員がこの学校運営協議会に発展していくという説明がありましたが、学校評議員はなくなるのでしょうか。

学校教育課長 : はい、そのようになります。学校評議員には先日の委員会後に、学校運営協議会へご参加いただきたいと、校長の意向をお伝えしているところでございます。

教育長 : 学校評議員には報酬はありませんが、この学校運営協議会の方は、少額ではありますが、報酬を規定させていただいています。

また、コミュニティ・スクールは以前から制度化されていましたが、教職員の任用に関して学校運営協議会が意見できるという形になっていたのも、そこが一つのネックになっていました。平成29年に法改正され、「教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に」なり、今回で言いますと、第5条で規定されています。

教育長 : そうすると、この第5条中、「採用」ではなく「任用」とした方が適切ではないでしょうか。

教育次長 : 「採用」は「任用」の中に含まれると思いますので、職を免ずること(管理担当)も含めて「任免」という形でもよいかと思います。

教育次長 : 法を確認しますと、元々職を免ずる方は意見の対象となっておりません(指導担当)。規則としては「職員の任用」と訂正させていただきます。

教育長 : 第5条について「採用」という部分を「任用」とする修正案が事務局より出ましたので、この部分について修正するというところでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、一部修正して可決とさせていただきます。

教育長 : 続いて(3)その他に移ります。ア「令和7年11月分学校事故発生状況報告」イ「不登校等の状況報告」ウ「小中学校におけるいじめの現状報告」をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長 : 次に、エ「令和8年1月分行事予定報告」をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 次に、オ「その他」について、事務局何かありますか。

体育振興課長 : 体育振興課より「相生市立温水プール喫茶室事業者募集について」口頭にて、ご報告いたします。

先月、ご報告をさせていただきました、相生市立温水プールの喫茶室「なかなか」の閉店に伴いまして、新たに飲食業を行う事業者を募集することといたしました。募集期間は、令和8年1月5日(月)から1月30日(金)の約1ヶ月間とし、募集内容の周知は、市ホームページへの掲載のほか、広報あいおい1月号に掲載予定としております。また、相生商工会議所や温水プールへもチラシを配付し、PRを行う予定としております。

事業者の選定につきましては、書類審査とヒアリングにより、決定する予定です。令和8年3月の契約締結を予定しており、契約締結後できるだけ早い時期に営業いただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

管理課長 : (配付資料の確認)

教育長 : よろしいでしょうか。事務局ほかにありますか。

この際、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

教育長 : よろしいでしょうか。

特にないようであれば、令和7年第14回教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

16:00 終了